

## 千歳市町内会連合会ふれあいサロン活動助成事業実施要綱

平成 22 年 3 月 31 日 会長決裁

### (目 的)

第1条 この事業は、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者、障がい者、家族を介護している人、子育て中の人など、日常生活に不安を持っている方の孤独感解消や生きがいづくりのため、交流・親睦・語り合いの場（サロン）を支援することで、地域住民の主體的・自発的な福祉活動の支援と地域福祉の充実を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、事業の目的に賛同した単位町内会、自治会、実行組合等（以下「町内会」という。）の住民自治組織とする。

### (助成金)

第3条 次の各号に定める要件を満たす町内会に、活動費として年10,000円を、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 実施回数 年2回以上実施されること
- (2) 活動内容 茶話会を中心とした、ゲーム、レクリエーション、食事会、体操、健康づくりなど、参加者が相互に交流を図りながら孤独感解消や生きがいづくりなどに有効と思われる活動であること
- (3) 実施場所 個人の住宅、公共施設、地域の町内会館、集会所等、原則として参加者が徒歩で参加できる範囲であること

### (事業申請)

第4条 この事業を実施しようとする町内会は、ふれあいサロン活動助成事業実施申請書（第1号様式）及び収支予算書（第2号様式）を会長に申請しなければならない。

### (助成の決定)

第5条 会長は申請のあった町内会に対し、助成金額を決定し通知するものとする。

### (事業報告)

第6条 この事業を実施した町内会は、事業終了後速やかに、ふれあいサロン活動助成事業実施報告書（第3号様式）及び収支決算書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

### (補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。